ACSES ニュースレター_２１１８号（2021 年 6 月 11 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（14 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇廃棄物処分場で火災　「黒煙が見える」と通報　京都・宇治<新聞報道>
◇その他の事故、事件
・消費者安全法の重大事故等に係る公表について<消費者庁>
・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について<消費者庁>
・熱中症による労災高止まり　滋賀県内で重症者や死者<新聞報道>
◇事故、事件の続報
・不正論文「所長に過失」と調査委　国立循環器病研究センター<Web 報道>
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・建設石綿、給付金法が成立　訴訟外に最大 1300 万円／建設石綿、原告ら「大きな成果」　給付金法成立で<Web 報道>
□大災害、原発事故対策
[原子力施設全般]
・「完了」発表済み工事、76 カ所が未完了 柏崎刈羽原発<新聞報道>
[大震災対策]
・地震保険料、地域差 3.77 倍に拡大　22 年度に改定へ<新聞報道>
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
◇マスコミ報道　見出し
[対策・予防]
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇大学等関係
[3] 化学物質管理用データの更新<製品ん評価技術基盤機構>
[4] 医薬品
◇医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品等の一部を改正する件(厚生労働省告示第 223 号)<官報>
[5] 食品安全衛生関係
◇リトアニアのカウナス郡からの家きん肉等の一時輸入停止措置の解除について<農林水産省>
[6] 廃棄物関係
◇低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理に係る大臣認定について<環境省>
[7] 温暖化対策関係
◇温室ガス半減、石炭火力全廃を　79 企業トップが G7 に要求<Web 報道>
[8] 環境安全関係
◇プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（法律第 60 号）<官報>
[9] 調査、公募、意見募集等
　[公募、意見募集等]　　１件
[10] その他省庁発表
◇国家公務員法等の一部を改正する法律（法律第 61 号）<官報>
◇国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（法律第 62 号）<官報>
◇地方公務員法の一部を改正する法律（法律第 63 号）<官報>
◇その他：４件

泰山木（大山木、タイサンボク）

[11] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
［開催案内］　５件
[12] 海外の化学物質管理情報
○国際：２件　○欧州：10 件　○米国：２件　○オーストラリア：４件
[13] その他
◇新化学物質、化学物質新利用技術等：１件　◇その他：１件

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇廃棄物処分場で火災　「黒煙が見える」と通報　京都・宇治

＜京都新聞　2021 年 6 月 10 日＞　https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/579921

１０日午後６時半ごろ、京都府宇治市の山で「黒煙が見える」と宇治市消防本部に連絡があった。同市池尾仙郷山の宇治廃棄物処理公社の敷地に集積されていたごみが燃えており、午後１１時半現在、消火活動を続けている。

同本部によると、ごみ約６千立方メートルが燃えており、現在までにけが人や周囲への延焼はないという。

◇その他の事故、事件

・消費者安全法の重大事故等に係る公表について

＜消費者庁　2021 年 6 月 10 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/024529/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_210610_01.pdf

生命・身体被害に関する消費者事故等として通知された事案：70 件

うち重大事故等として通知された事案：46 件

・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について

＜消費者庁　2021 年 6 月 10 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/024530/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_210610_02.pdf

1.事故情報(食中毒情報を除く。)：３件、2.リコール・自主回収情報:17件、3.食中毒情報：４件

・熱中症による労災高止まり　滋賀県内で重症者や死者

＜京都新聞　2021 年 6 月 11 日＞　https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/579804

◇事故、事件の続報

・不正論文「所長に過失」と調査委　国立循環器病研究センター

＜共同通信　2021 年 6 月 9 日＞　https://nordot.app/775350969719341056?c=39546741839462401

国立循環器病研究センター（大阪府吹田市）の研究論文２本で捏造や改ざんがあり２人が３月に懲戒処分を受けた問題で、調査委員会が１本の共著者だった望月直樹研究所長について、図の取り扱いで過失を認定していたことが９日、調査過程を記した内部文書で分かった。

調査委（委員長・大阪大の仲野徹教授）は１月公表の報告書でこの図を問題視する一方、過失を理由に関与した人物は匿名とした。　研究所のトップには高い研究倫理が求められ、専門家は「不正と認定し、名前を公表すべきだった」と指摘する。

センターは「公正な認定が行われたと考えている」としている。

◇*事故・事件対策、措置、訴訟等*

・建設石綿、給付金法が成立　訴訟外に最大 1300 万円

＜共同通信　2021 年 6 月 9 日＞　https://nordot.app/775193519828500480?c=39546741839462401

建設現場でアスベスト（石綿）を吸って肺がんや中皮腫などの病気になった元労働者や遺族のうち、国などに損害賠償を求める訴訟を起こしていない人を対象とした給付金制度を創設する法律が 9 日の参院本会議で、全会一致で可決、成立した。健康被害の程度に応じ 1 人当たり 550 万～1300 万円を支給するのが柱。制度は来年度に運用が始まる見通しで、訴訟原告らの求めていた幅広い被害救済の実現へ向けて大きく前進する。

政府は給付対象者を最大約 3 万 1 千人、かかる費用を総額約 4 千億円と見込み、国費から基金を積む。

同法によると、有症者や療養中の人の給付額は病態により 550 万など 5 段階。

・建設石綿、原告ら「大きな成果」　給付金法成立で

＜共同通信　2021 年 6 月 9 日＞　https://nordot.app/775299402681794560?c=39546741839462401

建設アスベスト（石綿）訴訟に加わっていない被害者に給付金を支給するための法律が参院本会議で成立したことを受け、訴訟原告らが 9 日、東京都内で記者会見した。小野寺利孝弁護団長は「5 月の最高裁判決と世論の支持、政治の力によって大きな成果を勝ち取ることができた」と評価した。

原告の大坂春子さんは「みなさんの協力でここまでたどり着けた」と感謝を口にした。

給付金制度は健康被害の程度に応じ、1 人当たり 550 万～1150 万円、亡くなった場合は同 1200 万～1300 万円を支給。受給後に症状が悪化した場合、進行後の病態で得られる給付額との差額を追加で受けられる。

□*大災害、原発事故対策*

[原子力施設全般]

・「完了」発表済み工事、76 カ所が未完了 柏崎刈羽原発

＜朝日新聞　2021 年 6 月 10 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP6B6DW8P6BUOHB019.html

東京電力は 10 日、柏崎刈羽原発 7 号機（新潟県）の再稼働に向けて今年 1 月に完了したと公表した安全対策工事で、76 カ所の防火工事が終わっていなかったと発表した。同原発では 1 月以降、テロ対策の不備が相次いで発覚し、原子力規制委員会から核燃料の移動を禁じる是正措置命令を受けた。再稼働日程が白紙となったのに加えて、工事のずさんさも明らかになった。

東電によると、76 カ所は原子炉建屋や廃棄物処理建屋などの配管が壁や床を貫通する部分。火災発生時に炎や熱が伝わり延焼を防ぐために、配管に耐火材を巻き付けることになっていたが、工事が行われていなかった。規制委の指摘で設計が変わり、防火工事が必要になったことを東電社内や工事業者との間で十分に確認しないまま安全対策工事を進めたという。

東電は昨年 11 月、7 号機について、「今年 6 月の営業運転再開」を可能とする工程表を規制委に提出。今年 1 月 13 日には「工事が 12 日に完了した」と発表していた。しかし、1 月下旬に中央制御室がある建屋の空調設備の設置工事が終わっていなかったことが判明。その後、火災感知器の未設置や配管貫通部の止水工事の未施工なども発覚。点検を続けていた。

[大震災対策]

・地震保険料、地域差 3.77 倍に拡大　22 年度に改定へ

＜朝日新聞　2021 年 6 月 11 日＞

https://www.asahi.com/articles/ASP6B76ZJP6BULFA002.html?iref=comtop_BreakingNews_list

家庭向けの地震保険料が来年度にも全国平均で 0・7%下がる見通しだ。東日本大震災後で初の引き下げ。ただ、3 割の大幅値上げの地域もあり、保険料の地域差が拡大傾向にある。

業界団体の損害保険料率算出機構が 10 日、地震予測などに基づく改定案を発表した。金融庁の審査を経て損害保険各社が 2022 年度中にも保険料を改める。

鉄骨など耐火性の高い建物は 38 道府県で下がる。値下げ率が最も大きい大分は 38・1%減。一方で、茨城・埼

玉・徳島・高知の４県は値上げ率の上限29・9%まで上がる。埼玉で保険金１千万円、期間１年の契約を結ぶ場合、今の年２万400円から年２万6500円となり、家計負担は6100円上昇。保険料が年２万7500円と最も高い千葉・東京・神奈川・静岡の４都県は据え置きだった。

これら４都県の保険料は最安地域の３・77倍で、今の３・72倍から上昇。地域差は14年以降拡大しており、業界では「地震のリスクに見合った保険料は公平だが、保険には『助け合い』の面もある。差が今後も広がりすぎると保険に入れない人が出かねない」（大手幹部）との声もあがる。

保険料は14年から値上げ傾…

****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者の発生について（空港検疫）
＜厚生労働省　2021年６月10日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=E-tBN1M4qn8-78CBY
・新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者の発生について（空港検疫）
＜厚生労働省　2021年６月10日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_19186.html
・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和３年６月10日版）
＜厚生労働省　2021年６月10日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_19169.html

---

◇コロナ禍「仕事ストレス増」５割　目立つ対面職種
＜共同通信　2021年６月９日＞　https://nordot.app/775293614792687616?c=39546741839462401

転職を検討している人の54%が、新型コロナの感染拡大前後で「仕事のストレスが増えた」と感じていることが９日、総合人材サービス会社「エン・ジャパン」の調査で分かった。販売・サービスや医療・福祉といったコロナ禍の影響を強く受けた職種ほど、ストレスを感じる人の割合も増える傾向にあった。

「変わらない」は37%で、「減った」は9%。背景には仕事量や感染リスク、クレーム対応などがあるとみられる。

職種別で最もストレスが増えたのは販売・サービスの61%。医療・福祉やブライダルといった専門サービスが56%、営業が55%。調査はネットで実施。１万740人から回答を得た。

◇マスコミ報道　見出し

・オンライン飲み会広がらず　コロナ収束後は「したくない」―民間調査
＜時事ドットコム　2021年６月10日＞
https://www.jiji.com/jc/article?k=2021061000147&g=soc&utm_source=top&utm_medium=topics&utm_campaign=edit

---

[対策・予防]

◇新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示（新型コロナウイルス感染症対策本部）

［官報］　令和３年６月10日　特別号外　第47号　１頁
https://kanpou.npb.go.jp/20210610/20210610t00047/20210610t000470001f.html

---

◇新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更に関する公示（新型コロナウイルス感染症対策本部）

［官報］　令和３年６月10日　特別号外　第47号　1～16頁
https://kanpou.npb.go.jp/20210610/20210610t00047/20210610t000470001f.html

---→ *次号掲載予定*

◇ワクチン、検査薬、治療薬等

・新型コロナワクチンの接種を行う医療機関へのお知らせ
＜厚生労働省　2021 年 6 月 10 日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_iryoukikanheno_oshirase.html
・職域接種に関するお知らせ
＜厚生労働省　2021 年 6 月 10 日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_shokuiki.html
・職域接種申請、５１４万人　加藤官房長官
＜時事ドットコム　2021 年 6 月 10 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2021061000597&g=pol

・ワクチン接種 12 歳以上で方針ちぐはぐ　厚労省は了承、文科省は難色
＜京都新聞　2021 年 6 月 10 日＞　https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/579818
・10 代集団接種に抗議殺到　子どもとワクチン、専門医は
＜朝日新聞　2021 年 6 月 11 日＞
https://www.asahi.com/articles/ASP6B6R9RP6BULBJ00Y.html?iref=comtop_7_04

・米モデルナ製も重大懸念なし　厚労省専門部会がワクチン評価
＜共同通信　2021 年 6 月 9 日＞　https://nordot.app/775332623609577472?c=39546741839462401
厚生労働省は 9 日、国内 2 例目の承認となった米モデルナ製の新型コロナワクチンについて、5 月末までの接種約 9 万回のうち 17 件でかゆみなどの副反応の疑いがあったと公表した。重いアレルギー反応が出るアナフィラキシーや死亡例はなく、厚労省の専門部会は「重大な懸念はない」と評価した。
国内承認 1 例目の米ファイザー製は、接種約 1300 万回のうちアナフィラキシーは 169 件だった。100 万回当たり 13 件となる。死亡例は前回会合の 5 月 26 日から今月 4 日までに新たに 111 人報告された。このうち 54 人はワクチンとの因果関係が情報不足で評価できず、残り 57 人は分析中となっている。

・モデルナとアストラゼネカのコロナワクチン、効果と懸念は? ファイザーとの違いは?
＜東京新聞　2021 年 5 月 20 日＞　https://www.tokyo-np.co.jp/article/105296
厚生労働省は２０日、専門部会を開き、米モデルナ製と英アストラゼネカ製の新型コロナウイルスワクチンの薬事承認の可否を判断する。モデルナ製は承認される見通し。アストラゼネカ製は接種後、ごくまれに血栓症が発生すると海外で報告され、接種を年齢で制限する国もある。承認されても、国内でも何らかの制限を設けるか議論になりそうだ。

3社の新型コロナウイルスワクチンの違い

	米 ファイザー	米 モデルナ	英 アストラゼネカ
タイプ	mRNA	mRNA	ウイルスベクター
有効率	94.6%	94.1%	76%
接種間隔	3週間	4週間	4～12週間
保管温度	−75度前後	−20度前後	2～8度
供給量	1億9400万回分	5000万回分	1億2000万回分
主な副反応	接種部位の痛み、倦怠(けんたい)感、頭痛、筋肉痛など		

◆接種スピード加速
現在、国内では米ファイザー製ワクチンしか承認されていない。今回、２種類のワクチンが承認されれば、供給量は一気に増え、接種スピードの加速が期待される。厚労省が契約しているのは、３種類の合計で３億６４００万回分（１億８２００万人分）になる。
海外の臨床試験（治験）と接種事例から、政府はモデルナ製が承認されることを前提に、東京と大阪の大規模接種センター開設を急ピッチで進めている。センターでは、モデルナ製を使う予定だ。

モデルナ製は米ファイザー製と同じ「ｍ（メッセンジャー）ＲＮＡワクチン」。海外の治験での有効率（発症を予防する効果）は９４・１％で、ファイザー製の９４・６％と遜色ない。米疾病対策センター（ＣＤＣ）によると、副反応もファイザー製に似ていて、接種部位の疼痛や全身の倦怠感、頭痛などが高い頻度で報告されている。

◆アストラ製の利点と懸念

一方、アストラゼネカ製は、ファイザー、モデルナ製とは異なる「ウイルスベクターワクチン」と呼ばれるタイプ。英オックスフォード大と共同でワクチンを開発した。新型コロナのスパイクタンパク質の遺伝情報を、アデノウイルスに組み込み、作られている。

３月、米国などでの治験で有効率は７６％だったと発表。ｍＲＮＡワクチンには及ばないものの、超低温ではなく２～８度で保管ができるという利点がある。政府高官は「扱いやすい」と期待する。

懸念されるのが、欧州などで報告されている「血小板減少症を伴う血栓症」だ。血小板が減ると血が固まりにくくなるのに、血栓ができるという症例だ。英国では３月末時点で１００万人当たり約４人に発生し、接種との関連が指摘される。年齢や性別による発生のしやすさ、原因は特定されていない。

◆欧州は慎重

厚労省によると、デンマークとノルウェーは、アストラゼネカ製の使用中止を決めた。英国では、基礎疾患のない４０歳未満は、他のワクチンを使うように推奨。ドイツは６０歳以上、フランスは５５歳以上に限定して使用を勧めるなど、欧州各国はアストラゼネカ製の使用に慎重だ。

アストラゼネカ製が承認された場合､厚労省の予防接種･ワクチン分科会で対象者などを議論することになる。委員からは「とても責任の重い仕事だ」との声が漏れる。

日本医師会の釜萢敏常任理事は「薬事承認後、年齢をどうするか検討しなければいけないが、非常に厳しい。今回の有害事象は非常に頻度が低いので、リスク評価は難しいと思う」と話している。

・コロナ治療薬で米政府と供給契約　メルク、近く緊急使用許可を申請

＜共同通信　2021 年 6 月 10 日＞　https://nordot.app/775510671269101568?c=39546741839462401

米医薬品大手メルクは 9 日､開発中の新型コロナウイルス治療薬を供給する契約を米政府と結んだと発表した。体内でのウイルスの増殖を抑える働きを持つ経口薬で、今年後半にも緊急使用許可を申請する方針。承認を得れば、約 170 万回分を約 12 億ドル（約 1300 億円）で供給する。

治療薬は「モルヌピラビル」で、バイオ医薬品の米新興企業リッジバック・バイオセラピューティクスと共同開発。重症化を防ぐため、感染初期段階での使用が想定されている。

有効性や安全性を確認するための臨床試験は世界で 1850 人が参加して最終段階にあり、9 月か 10 月に結果が出る見通し。

・塩野義、年内にワクチン「３千万人分」量産へ…変異ウイルスに対応も

＜読売新聞　2021 年 6 月 10 日＞　https://www.yomiuri.co.jp/economy/20210610-OYT1T50009/

・コロナ治療薬の開発支援、４社７品目に２０億円…厚労省が補助

＜読売新聞　2021 年 6 月 10 日＞　https://www.yomiuri.co.jp/medical/20210610-OYT1T50006/

国が支援する新型コロナ治療薬の候補

	会社名	使い方	作用	主な対象者
新薬	グラクソ・スミスクライン	点滴	抗炎症薬	重症者
		点滴	抗ウイルス薬	軽症者
	中外製薬	注射など		
		飲み薬		
	ファイザー	飲み薬		
		点滴		中等症以上
既存薬	小野薬品工業	飲み薬		軽症者

◇<u>大学等関係</u>

・<u>対応割れる大学の接種　学生「慶応やるなら早稲田でも」</u>

＜朝日新聞　2021 年 6 月 10 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP6966JPP69UTIL022.html

新型コロナウイルスのワクチンを職場で接種する「職域接種」について、政府は 21 日のスタートに向けて各地の大学にも準備を促している。学生や教職員への接種を行うと発表する大学も出始めているが、いまのところ医学部や歯学部を抱える一部の大学が先行している状況だ。それ以外の大学は打ち手の確保などに悩みながら対応を検討している。

学生と教職員ら計約 5 万人にワクチン接種を行うと 7 日に発表した慶応大。21 日から東京都港区の三田キャンパスで接種を行う予定だ。非常勤講師や業務委託先の社員も対象で、大学病院や関連病院のほか、医学部、看護医療学部、薬学部の同窓会の協力も得て実施する。

東京五輪のボランティアに参加予定という法学部 2 年の女子学生（20）は「なるべく早めに大学で接種してもらえると試験にもボランティアにも安心して取り組める」。総合政策学部 2 年の男子学生（20）は「待っていればいつか打てるだろうと思っていたけど、早いなという感じ。1 年以上会っていない祖父母にも会えるようになるかも」と歓迎する。一方、下宿先を引き払って関西の自宅でオンライン授業を受けている 3 年の男子学生（22）は、東京に出向いて接種を受けるのをためらう。「ワクチンの効果や副反応の情報が十分と思えず、不安もある。社会全体の様子を見て判断したい」

東北大も 21 日から、学生と教職員の計約 2 万 8 千人を対象に職域接種を始める。大学病院の医師 15 人ほどが 5 月から打ち手として協力している仙台駅前の大規模接種会場内で、歯学部の歯科医師らの応援を受けて実施するという。誘導係などを含め、教職員が対応する。「一般の人の接種に医師があたっているので、職域接種は歯科医師が担当することになった。学生や教職員向けは一般の人とレーンを分け、交ざらないようにする」と広報担当者は話す。

「留学控える学生、接種急いでいるとも」

同じく医学部や歯学部がある…

・職場接種、京都・滋賀の企業や大学で準備急ぐ　京都橘大は学生や教職員ら 8 千人想定

＜京都新聞　2021 年 6 月 9 日＞　https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/578429

****

[3] ***<u>化学物質管理用データの更新</u>***

◇J-CHECK のデータを更新・追加しました。

＜製品評価技術基盤機構(NITE)　2021 年 6 月 8 日＞

https://www.nite.go.jp/chem/jcheck/top.action?request_locale=ja

主な情報は以下のとおり：

・製造・輸入数量（令和元年度実績（第 2 種特定化学物質、監視化学物質、優先評価化学物質、一般化学物質））

・優先評価化学物質のリスク評価ステータス

◇化学物質総合情報提供システム（NITE-CHRIP）のデータを更新しました。

＜製品評価技術基盤機構(NITE)　2021 年 6 月 8 日＞

https://www.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/systemTop

更新情報の詳細　→ https://www.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/html/update.html

◇日 ASEAN 化学物質管理データベース（AJCSD）のデータを更新しました。

＜製品評価技術基盤機構(NITE)　2021 年 6 月 8 日＞　https://www.ajcsd.org/

更新情報の詳細　→ https://www.nite.go.jp/chem/kanren/asia_kanren/ajcsd.html

****

[4] ***<u>医薬品</u>***

◇医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品等の一部を改正する件（厚生労働省告示第 223 号）

［官報］ 令和３年６月 11 日 本紙 第 511 号 ６頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210611/20210611h00511/20210611h005110006f.html

○厚生労働省告示第 223 号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第四条第十項の規定に基づき、医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品等（平成十六年厚生労働省告示第百八十五号）の一部を次の表のように改正する。

令和３年６月 11 日　　厚生労働大臣　　田村　憲久

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
一～二百二十二　　（略）	一～二百二十二　　（略）
二百二十三　　（略）	二百二十三　チサゲンレクルユーセル
二百二十四　テセルパツレブ	（新設）
二百二十五　　（略）	二百二十四　リソカブタゲン　マラルユーセル

****

［5］*食品安全衛生関係*

◇リトアニアのカウナス郡からの家きん肉等の一時輸入停止措置の解除について

＜農林水産省　2021 年６月 10 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/210610.html

農林水産省は、今般、リトアニアのカウナス郡における鳥インフルエンザの清浄性を確認したことから、本日、当該郡からの家きん肉等の一時輸入停止措置を解除しました。

****

［6］*廃棄物関係*

◇低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理に係る大臣認定について（株式会社富山環境整備）

＜環境省　2021 年６月 10 日＞　https://www.env.go.jp/press/109635.html

****

［7］*温暖化対策関係*

◇温室ガス半減、石炭火力全廃を　79 企業トップが G7 に要求

＜共同通信　2021 年６月 10 日＞　https://nordot.app/775490918424494080?c=39546741839462401

先進７カ国首脳会議（G7 サミット）が 11 日から英国で開かれるのに向け、世界の大企業のトップでつくる連合体が 10 日、2030 年までの温室効果ガス排出量の半減や石炭火力の全廃など、地球温暖化対策の強化を各国に求める声明を発表した。

声明には、スウェーデン家具大手のイケア、英製薬大手アストラゼネカ、スイス食品大手ネスレの最高経営責任者（CEO）など 79 人の企業トップが署名。日本からは、サントリーホールディングスの新浪剛史社長と武田薬品工業のクリストフ・ウェバー社長が加わった。

企業に脱炭素目標の策定や供給網全体にわたる排出量開示を義務づける制度の導入も求めた。

****

［8］*環境安全関係*

◇プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（法律第 60 号）

［官報］ 令和３年６月 11 日　号外　第 131 号　17～27 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210611/20210611g00131/20210611g001310017f.html

----→ 次号掲載予定

****

［9］*調査、公募、意見募集等*

［公募、意見募集等］

◇令和３年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（PPA 活用など再エネ価格低減等を通じた地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業）再エネ主力化に向けた需要側の運転制御設備等導入促進事業のうち、オフサ

イトから運転制御を行う事業の公募開始について

＜環境省　2021 年 6 月 10 日＞　https://www.env.go.jp/press/109660.html

****

[10] *その他省庁発表*

◇出願公表後に品種登録出願を取り下げた件（農林水産省告示第 1000 号）

［官報］　令和 3 年 6 月 10 日　本紙　第 510 号　2～3 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210610/20210610h00510/20210610h005100002f.html

---

◇出願公表後に品種登録出願が拒絶された件（農林水産省告示第 1001 号）

［官報］　令和 3 年 6 月 10 日　本紙　第 510 号　3 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210610/20210610h00510/20210610h005100003f.html

---

◇種苗法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第 36 号）

［官報］　令和 3 年 6 月 10 日　号外　第 130 号　1～10 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210610/20210610g00130/20210610g001300001f.html

---

◇種苗法第二条第七項の規定に基づく重要な形質を定める件の一部を改正する件（農林水産省告示第 1002 号）

［官報］　令和 3 年 6 月 10 日　号外　第 130 号　28～34 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210610/20210610g00130/20210610g001300028f.html

---

◇国家公務員法等の一部を改正する法律（法律第 61 号）

［官報］　令和 3 年 6 月 11 日　号外　第 131 号 27～520 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210611/20210611g00131/20210611g001310027f.html

あらまし　　2～5

https://kanpou.npb.go.jp/20210611/20210611g00131/20210611g001310002f.html

---

◇国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（法律第 62 号）

［官報］　令和 3 年 6 月 11 日　号外　第 131 号　53～58 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210611/20210611g00131/20210611g001310053f.html

あらまし　　5～7

https://kanpou.npb.go.jp/20210611/20210611g00131/20210611g001310005f.html

---

◇地方公務員法の一部を改正する法律（法律第 63 号）

［官報］　令和 3 年 6 月 11 日　号外　第 131 号　58～66 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210611/20210611g00131/20210611g001310058f.html

あらまし　　7～10

https://kanpou.npb.go.jp/20210611/20210611g00131/20210611g001310007f.html

****

[11] *関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等*

[開催案内]

・食品安全委員会（第 820 回）の開催について　　6 月 15 日

＜内閣府　2021 年 6 月 10 日＞　http://www.fsc.go.jp/iinkai_annai/annai/annai820.html

（１）食品安全基本法第１１条第１項第１号に規定する食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて

・飼料添加物　１案件

飼料添加物の試験法の改正について

（２）農薬第五専門調査会における審議結果について
・「メトミノストロビン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
（３）食品安全基本法第２４条の規定に基づく委員会の意見について
・農薬「オキサチアピプロリン」に係る食品健康影響評価について
・農薬「ピリベンカルブ」に係る食品健康影響評価について
・農薬「ベンチアバリカルブイソプロピル」に係る食品健康影響評価について
・農薬及び動物用医薬品「スピノサド」に係る食品健康影響評価について
・動物用医薬品「プラジクアンテルを有効成分とするくろまぐろを含むすずき目魚類用飼料添加剤（水産用ベネサール、ハダクリーン）」に
係る食品健康影響評価について
・動物用医薬品「プラジクアンテル」に係る食品健康影響評価について
（４）その他
・食品安全委員会 遺伝子組換え食品等専門調査会（第２１２回）の開催について　　６月２１日、web 会議
＜内閣府　2021 年 6 月 10 日＞　http://www.fsc.go.jp/senmon/idensi/annai/idensi_annai_212.html
（１）食品健康影響評価について意見を求められた遺伝子組換え食品等の安全性評価について
・LFS 株を利用して生産されたリパーゼ
・DHA 産生及び除草剤グルホシネート耐性キャノーラ（NS-B50027-4）（食品・飼料）
（２）その他
・食品安全委員会　ぶどう酒の製造に用いる添加物に関するワーキンググループ（第２回）の開催について
６月１７日、WEB 会議
＜内閣府　2021 年 6 月 10 日＞　http://www.fsc.go.jp/senmon/sonota/annai/wg_wine_annai_2.html
（１）炭酸水素カリウムに係る食品健康影響評価について
（２）フェロシアン化カリウムに係る食品健康影響評価について
（３）その他
・中央環境審議会総合政策部会環境影響評価制度小委員会（第７回）の開催について　　６月 23 日、WEB 形式
＜環境省　2021 年 6 月 10 日＞　https://www.env.go.jp/press/109637.html
（１）環境影響評価制度の施行状況について（報告）
（２）その他
・第 3 回「オンラインゲームに関する消費生活相談員向けマニュアル作成に係るアドバイザー会議」の開催について　　6 月 18 日、オンライン
＜消費者庁　2021 年 6 月 10 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/024477/
(1)ヒアリング
(2)マニュアル作成に向けて(意見交換)
****

[12] ***海外の化学物質管理情報***　　＜NITE 化学物質管理関連情報 第 541 号　2021 年 6 月 9 日　から＞

〇国際

・Chemical Safety and Biosafety Progress Report
＜経済協力開発機構(OECD)　2021 年 6 月 1 日＞
https://www.oecd.org/env/ehs/environment-health-safety-news.htm
OECD は、ケミカルセーフティーとバイオセーフティーの進捗報告 No.41（2021 年 6 月版）を掲載した。
Progress Report No. 41 June 2021　→ https://www.oecd.org/chemicalsafety/progress-report-june-2021.pdf
・DRAFT OECD GUIDELINE FOR THE TESTING OF CHEMICALS Mammalian Erythrocyte Pig-a Gene Mutation Assay [PDF]
＜経済協力開発機構(OECD)　2021 年 6 月 4 日＞
https://www.oecd.org/env/ehs/testing/draft-test-guidelines-mammalian-erythrocyte-pig-a-gene-mutation-assay.pdf
OECD は、化学物質の試験のための「哺乳動物赤血球 Pig-a 遺伝子変異アッセイ」に関するテストガイドラインの草案

を公開し、2021/7/16 までの意見募集を開始した。

〇欧州

・Commission Implementing Decision (EU) 2021/867 of 28 May 2021 on harmonised standards for toys drafted in support of Directive 2009/48/EC of the European Parliament and of the Council

＜欧州委員会(EC)　2021 年 5 月 31 日＞

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32021D0867&qid=1622425648701

欧州委員会（DG GROW）は、玩具安全指令 2009/48/EC をサポートするために起草された玩具の調和標準に関する 2021/5/28 付け欧州委員会執行決定（EU）2021/867 を官報公示した。この執行決定は官報公示日に発効する。

・Circular economy: Commission provides guidance for harmonised application of Single-Use Plastic rules and advances on monitoring of fishing gear

＜欧州委員会(EC)　2021 年 5 月 31 日＞　https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_21_2710

欧州委員会は使い捨てプラスチックに関する EU 規則のガイダンスを提供し、上市される釣り具と収集された廃釣り具の監視と報告に関する執行決定を採択した。 これらの規則は、使い捨てプラスチック製品や釣り具からの海洋ごみを減らし、革新的で持続可能なビジネスモデル、製品、素材を使用して循環型経済への移行を促進することを目的としていると報じている。ガイダンス文書　→

https://ec.europa.eu/environment/pdf/plastics/guidelines_single-use_plastics_products.pdf

欧州委員会執行決定（Clean and healthy oceans）　→

https://ec.europa.eu/oceans-and-fisheries/publications/decision-laying-down-format-reporting-data-and-information-fishing-gear-placed-market_en

・Technical Barriers to Trade Information Management System Regular notification G/TBT/N/EU/803

＜欧州委員会(EC)　2021 年 6 月 1 日＞

http://tbtims.wto.org/en/RegularNotifications/View/172583?FromAllNotifications=True

欧州委員会は、REACH 第 57 条(f)に従い、レゾルシン（CAS RN 108-46-3）を人健康への内分泌かく乱特性を理由に高懸念物質(SVHC)として特定し、REACH 第 59 条(1)の候補物質リストに含める欧州委員会執行決定(案)を WTO/TBT 通報した。この通報への意見提出は 2021/7/31 まで。WTO/TBT 通報文書　→

https://members.wto.org/crnattachments/2021/TBT/EEC/21_3782_00_e.pdf

・Commission Implementing Regulation (EU) 2021/876 of 31 May 2021 laying down rules for the application of Regulation (EC) No 1907/2006 as regards applications for authorisation and review reports for the uses of substances in the production of legacy spare parts and in the repair of articles and complex products no longer produced and amending Regulation (EC) No 340/2008

＜欧州委員会(EC)　2021 年 6 月 1 日＞

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32021R0876&qid=1622594641983

欧州委員会（DG GROW）は、レガシースペアパーツや、生産されなくなった成形品および複雑な製品の修理に使用される物質の認可申請および見直し報告に関して REACH 規則の適用を規定し、(EC) No 340/2008 を改正する 2021/5/31 付け欧州委員会施行規則（EU）2021/876 を官報公示した。

・Commission Delegated Directive (EU) 2021/884 of 8 March 2021 amending, for the purposes of adapting to scientific and technical progress, Annex IV to Directive 2011/65/EU of the European Parliament and of the Council as regards the validity period of an exemption for the use of mercury in electric rotating connectors used in intravascular ultrasound imaging systems

＜欧州委員会(EC)　2021 年 6 月 2 日＞

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32021L0884&qid=1622676300604

欧州委員会（DG Environment）は、科学技術の進歩に適応するため、血管内超音波画像システムで使用される電気回転コネクタ中の水銀の使用免除の有効期間に関し、欧州 RoHS 指令 2011/65/EU の附属書 IV を改正する欧州委員会委任指令（EU）2021/884 を官報公示した。この改正は 2022/7/1 より適用され、RoHS 指令附属書 IV のエントリー42 の有効期限を 2026/6/30 までに変更する。

・Commission Directive (EU) 2021/903 of 3 June 2021 amending Directive 2009/48/EC of the European Parliament and of the Council as regards specific limit values for aniline in certain toys
＜欧州委員会(EC)　2021 年 6 月 4 日＞
https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32021L0903&qid=1622964490435
欧州委員会（DG GROW）は、特定の玩具中のアニリンの制限値に関して、玩具安全指令 2009/48/EC を改正する 2021/6/3 付け欧州委員会指令（EU）2021/903 を官報公示した。この改正は、玩具安全指令の附属書 II の付録 C にアニリン（CAS RN 62-53-3）の制限値を追加するもので、2022/12/5 より適用される。
・Ongoing guidance consultations BPR Guidance Volume III Human Health, Part A
＜欧州化学品庁(ECHA)　2021 年 5 月 31 日＞
https://www.echa.europa.eu/support/guidance/consultation-procedure/ongoing-bpr?utm_source=echa.europa.eu&utm_medium=display&utm_campaign=customer-insight&utm_content=homepage-howto
ECHA は、協議のため外部専門家グループ(PEG）に送付した殺生物性製品規則（BPR）のガイダンス（Volume III：人健康、Part A：情報要件）草案（Version 2）を公開した。
BPR ガイダンス草案（Version 2）　→
https://www.echa.europa.eu/documents/10162/23047722/draft_bpr_guidance_vol_iii_part_a_ver2_peg_en.pdf/8f80cf1d-f784-e743-5180-a34a6f330644
・REACH and CLP have improved protection - but more needs to be done
＜欧州化学品庁(ECHA)　2021 年 6 月 1 日＞
https://www.echa.europa.eu/-/reach-and-clp-have-improved-protection-but-more-needs-to-be-done
ECHA は、REACH と CLP の運用に関する第 3 回報告で、REACH や CLP は欧州の労働者、消費者、および環境の保護を改善してきたが、労働者保護法などの他の法律との相乗効果は実現できておらず、「1 つの物質、1 つの評価」という目標に向けて前進するには、さらに多くのことを行う必要があると報じている。
Report on the operation of REACH and CLP 2021　→
https://www.echa.europa.eu/documents/10162/13634/operation_reach_clp_2021_en.pdf/e271b3c8-137a-48ad-30ad-499249235ee5
・ECHA Weekly - 2 June 2021
＜欧州化学品庁(ECHA)　2021 年 6 月 2 日＞
https://echa.europa.eu/view-article/-/journal_content/title/echa-weekly-2-june-2021
ECHA は ECHA Weekly の 2021/6/2 版を掲載した。
・欧州委員会、大気・水・土壌の汚染ゼロを目指した EU 行動計画を採択（発表日：2021/5/12）
＜EIC ネット：環境イノベーション情報機構　2021 年 6 月 1 日＞
https://www.eic.or.jp/news/?act=view&serial=45422&oversea=1
標記記事が掲載された。

○米国

・Strengthening Transparency in Pivotal Science Underlying Significant Regulatory Actions and Influential Scientific Information; Implementation of Vacatur
＜米国環境保護庁(US EPA)　2021 年 6 月 2 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2021/06/02/2021-11317/strengthening-transparency-in-pivotal-science-underlying-significant-regulatory-actions-and
EPA は、「規制措置と影響力のある科学情報の基礎となる重要な科学の透明性強化」に関連する規則条項を削除する最終規則を官報公示した。この措置により、重要な科学の基礎となる用量反応データの入手可能性を EPA が考慮する要件が削除される。この規則は 2021/5/28 付けで発効する。
・Implementing Statutory Addition of Certain Per- and Polyfluoroalkyl Substances (PFAS) to the Toxics Release Inventory Beginning With Reporting Year 2021
＜米国環境保護庁(US EPA)　2021 年 6 月 3 日＞

https://www.federalregister.gov/documents/2021/06/03/2021-11586/implementing-statutory-addition-of-certain-per--and-polyfluoroalkyl-substances-pfas-to-the-toxics
EPA は、緊急対処計画および地域住民の知る権利法（EPCRA）および汚染防止法（PRA）に基づき、特定のペルおよびポリフルオロアルキル物質（PFAS）3 物質を有害化学物質排出目録制度（TRI）の報告対象となるリストに追加する最終規則を官報公示した。この活動は 2020 年度の国防権限法（NDAA 2020）の法的義務を執行するもので、この最終規則は 2021/7/6 に発効する。

〇オーストラリア

・Call for information: chemicals with no known commercial use in Australia
＜オーストラリア　2021 年 5 月 31 日＞
https://www.industrialchemicals.gov.au/news-and-notices/call-information-chemicals-no-known-commercial-use-australia
オーストラリア工業化学品導入機構(AICIS)は、オーストラリア工業化学品インベントリで、オーストラリアで商業目的で製造、輸入、または使用されていないと思われる 188 の化学物質を特定しているが、草案に記載されているこれらの化学物質の製造、輸入、または使用についての情報提供を求めている。情報提供は 2021/6/25 まで。商業的に非アクティブな化学品の草案　→
https://www.industrialchemicals.gov.au/sites/default/files/2021-05/Chemicals%20not%20considered%20for%20in-depth%20evaluation%E2%80%94not%20commercially%20active%20in%20Aus%20-%20Draft%20Evaluation%20statement%20-%2028%20May%202021%20%5B438KB%5D.pdf
・Call for information: low concern chemicals that may not need further environmental risk management controls
＜オーストラリア　2021 年 5 月 31 日＞
https://www.industrialchemicals.gov.au/news-and-notices/call-information-low-concern-chemicals-may-not-need-further-environmental-risk-management-controls
オーストラリア工業化学品導入機構(AICIS)は、さらにリスク管理をしないでもよい、環境リスクの低い物質情報の提供を求めている。情報提供は 2021/6/25 まで。環境リスクの低い物質(案)　→
https://www.industrialchemicals.gov.au/sites/default/files/2021-06/EVA00045%20-%20Draft%20Evaluation%20Statement%20-%2028%20May%202021%20%5B692KB%5D.pdf
・Call for information: low concern chemicals that may not need further health risk management controls
＜オーストラリア　2021 年 5 月 31 日＞
https://www.industrialchemicals.gov.au/news-and-notices/call-information-low-concern-chemicals-may-not-need-further-health-risk-management-controls
オーストラリア工業化学品導入機構(AICIS)は、さらにリスク管理をしないでもよい、健康リスクの低い物質情報の提供を求めている。情報提供は 2021/6/25 まで。健康リスクの低い物質(案)　→
https://www.industrialchemicals.gov.au/sites/default/files/2021-06/EVA00044%20-%20Draft%20Evaluation%20Statement%20-%2028%20May%202021%20%5B501KB%5D.pdf
＜オーストラリア　2021 年 6 月 3 日＞
・Version 1.2 of the Categorisation Guide released
＜オーストラリア　2021 年 6 月 3 日＞
https://www.industrialchemicals.gov.au/news-and-notices/version-12-categorisation-guide-released
オーストラリア工業化学品導入機構(AICIS)は、オーストラリアで工業化学品の製造または輸入（導入）を行う事業者が、その導入カテゴリーを決定するためのガイド（Version 1.2）をリリースした。また、化学品がインベントリにリストされているかどうかを確認するための新しいステップも公開している。導入カテゴリーガイド　→
https://www.industrialchemicals.gov.au/help-and-guides/guide-categorising-your-chemical-importation-and-manufacture
****

[13] ***その他***

◇新化学物質、化学物質新利用技術等

・蚊の唾液に痛み抑制成分　刺され気付かない理由か

＜共同通信　2021 年 6 月 9 日＞　https://nordot.app/775242069337653248

蚊の唾液には、人の細胞にある痛みを感じるセンサー役のタンパク質の働きを抑える成分が含まれることが分かった。生理学研究所（愛知県）や富山大、関西大（大阪府）などの研究チームが 9 日までに、国際学会誌に発表した。

蚊に刺されても気付きにくいのは、針が直径 70 マイクロメートルと非常に細いためだと考えられていたが、この成分も関わっている可能性がある。吸血する際に、血を固まりにくくしたり、かゆみを引き起こしたりする作用のある唾液を出すことは知られていた。

生理研の富永真琴教授は「蚊の唾液を詳しく調べれば、新しい鎮痛薬の開発につながるかもしれない」と話している。

◇その他

・小中学生に配布のタブレット 当面使用中止に 操作履歴が記録され「個人情報保護条例に違反」指摘 名古屋市

＜東海テレビ　2021 年 6 月 10 日＞　https://www.fnn.jp/articles/-/194317

名古屋市は、小中学生に 1 台ずつの配備を進めているタブレットについて、操作履歴が記録され、個人情報保護の問題があるとして、当面の間、使用を中止する方針を固めました。

名古屋市が小中学生に配布を進めているタブレットでは、児童や生徒がいつどんな操作をしたか、全てセンターサーバーに記録されます。

9 日、市議会の委員会が開かれ、出席した議員から「児童や生徒に目的を明らかにしないまま操作履歴が記録されるため、市の個人情報保護条例に違反する」と指摘がありました。

指摘を受け市教委は、小中学校に対して当面の間タブレットの使用を中止するよう通知する方針を固めました。

名古屋市では、5 月末までに市立の小中学生のおよそ 4 割にあたる 7 万人ほどにタブレットが配られています。

********** 以上 **********